

新潟市国民健康保険の擬制世帯における世帯主変更事務取扱要綱

第1条 この要綱は、新潟市国民健康保険の擬制世帯における世帯主変更に伴う手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 国民健康保険法施行規則第10条の2の規定により、世帯主の変更申請が提出された場合は、次の事項を審査し、国民健康保険事業上支障がないと認めるときは、世帯主の変更を認めるものとする。

- (1) 国民健康保険料の滞納がないこと。
- (2) 擬制世帯主の収入に頼ることなく、保険料を支払うことのできる収入が見込まれること。
- (3) 国民健康保険に関する諸届出が確実にできること。
- (4) 所得の申告を行っていること。
- (5) 擬制世帯主の同意を得ていること。
- (6) 第4条第1項第1号の規定により世帯主の変更をされていないこと。

第3条 市長は、前条により審査を行った結果、世帯主の変更が妥当と認められるときは、届出た月の初日から変更するものとする。

第4条 市長は、世帯主の変更を行った後、次に定める事項に該当すると思われるときは、職権で擬制世帯主を再度世帯主に変更するものとする。

- (1) 国民健康保険料の滞納が確認された場合
- (2) 擬制世帯主が国民健康保険に加入した場合

2 前項第2号の規定による世帯主の変更は、擬制世帯主の国民健康保険資格取得日をもって行うものとする。

第5条 市長は、国民健康保険加入と同時に世帯主の変更の申請がなされた場合の取扱いについては、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 社会保険離脱に伴う届出がなされた場合 擬制世帯主を世帯主として保険証を発行し、変更しようとする世帯主の収入状況等を把握する。
- (2) 申請世帯主が社会保険に加入し、再び社会保険を離脱した場合 申請書はその都度受付を行う。

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規定は、平成14年7月1日から施行する。